

長浜市市民自治基本条例 規定内容(案)

前文

長浜市は、琵琶湖の北東部に位置し、これに注ぎこむ多くの清流と、伊吹山系をはじめとする美しい山々に囲まれた、里山・田園の広がる自然環境豊かなまちです。

また、いにしえの時代から湖上・陸上交通の要衝、情報の交流点にあり、いくつもの文化圏の接点であったことから、個性的で多彩な地域文化を育んできました。

このような、豊かな自然、地域文化は、深い信仰心とともにまちに住む人々の暮らしの中にも息づいており、町衆に代表されるような住民自治が古くから行われ、進取の気性に富んだ創造の担い手として、長浜らしさを今日まで受け継いできました。

こうした住民自治の心は、今もそれぞれの地域自治の中に息づいており、さらに創造的、発展的に現在の自治の仕組みが形成されてきています。

私たち市民は、この地域の人々が築き上げてきた多様な地域資源を大切にし、長浜らしさあふれる新しいまちを次の世代に引き継いでいくために、ここに、市民と市の協働のまちづくりをすすめる、自治の基本理念と目標を共有し、輝きと風格のあるまちをめざして、この条例を制定します。

第1 目的

この条例は、長浜市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割並びに市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を推進し、持続可能な協働による市民自治を実現することを目的とする。

《考え方》

長浜市の自治の主体である市民、市議会、市それぞれの役割、責任を明らかにし、市政運営の仕組みの基本ルールを定めることにより、地方自治のあるべき姿(本旨)を通し、「協働でつくる輝きと風格のあるまちづくり」をめざす市民自治実現のための条例とすることを規定するもの。

第2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)市民

- ア 市内に居住する者
- イ 市内に勤務する者
- ウ 市内に就学する者
- エ 市内に事務所又は事業所を置く事業者

オ その他市のまちづくりに関係のある団体

(2)市

市の執行機関を含めた地方公共団体

(3)まちづくり

市民一人ひとりが、生涯にわたって生き生きと活躍でき、安全で安心して暮らすための活力及び魅力あるまちを実現する公共的な活動

(4)協働

市民及び市又は市民相互が、まちづくりに関する役割分担に基づき、それぞれの果たすべき役割及び責任を認識し、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること。

(5)コミュニティ

市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提とした様々な生活形態を基礎に形成する多様なつながりをもった組織及び集団

《考え方》

条例中に使用される用語のなかで、特にその意味を明確にする必要があるものの定義を規定するもの。

- ・協働の主体を市民と市に分け、明確に位置づけることで、条例中に規定する協働活動の主体と補完的立場をわかりやすく明記する。
- ・市民のうちまちづくりに関係のある団体とは、コミュニティ団体、NPOやボランティア等の市民活動団体、社会教育関係団体、その他任意団体を指している。
- ・協働活動をそれぞれの役割と責任から対等な立場で、相互補完的に作用する仕組みとして説明する。
- ・まちづくりの概念は広いが、ここではこの条例の中で目標として掲げ、基本構想にも目標としている事項を基本的なまちづくりとして定義。
- ・コミュニティを、市民の自主的な活動の基本となる単位として、積極的な意思と自らの責任をもったつながり、団体として定義

第3 まちづくりの主体

まちづくりの主体は、市民であり、まちづくりに参画することにおいて、市民相互に協働するとともに、市と協働してまちづくりの推進に努めるものとする。

《考え方》

- ・まちづくりの主体は市民であることを明確に位置づけることで、条例中に規定するさまざまな活動においても自らが主体として取り組むことを規定するもの。

第4 自治の基本原則

市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を推進するものとする。

(1) 人権尊重の原則

国籍、性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、それぞれの個性又は能力がまちづくりに活かされること。

(2) 参画及び協働の原則

市政に対して、市民の自主的・主体的な参画が保障されるとともに、市民及び市が相互の役割を尊重し、協働して地域活動に取り組むほか、相互補完的な立場で地域課題の解決に取り組むこと。

(3) 市民自治の原則

地方自治の本旨に基づき、市民一人ひとりが、自らの意思と責任に基づいてまちづくりに参画し、その自主的・主体的な発意及び創造力により市民自治を実現すること。

《考え方》

目標とするまちづくりに対し、まずは人権を尊重し個々を認めることであり、そのうえで自立した地域活動を行うとともに、公共的な地域課題に対しては、積極的な市民参画を促し、あわせて協働活動により課題解決につとめ、もって市民自治の実現に努めることを規定するもの。

第5 情報共有の原則

- 1 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市民、市議会及び市がまちづくりに関する情報を共有することを基本に推進しなければならない。
- 2 市は、文書等を作成するに当たり、わかりやすい表現となるよう努めるものとする。
- 3 市は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が市民に理解されるよう努めるものとする。
- 4 市民及び市は、相互に地域活動を重ねながら、まちづくりに関する情報共有を推進する。

《考え方》

まちづくり(自治)をすすめるうえで、構成する団体等それぞれがお互いのもつ情報をまちづくりのための共有財産として活用することを原則として規定し、そのうえで、市から発信するまちづくり情報を的確に伝えることを明記し、あわせて一方通行の情報伝播でなく地域活動を推進するなかで共有することを規定するもの。

第6 市民の権利及び責務

- 1 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利及び生涯にわたり学習機会を選択して学ぶ権利を有するとともに、まちづくりへの積極的な参画に努めるものとする。
- 2 市民は、まちづくりに関して自らの責任及び役割を自覚し、その活動において自らの発

言及び行動に責任を持たなければならない。

- 3 市民は、郷土の発展のため、自己責任のもと自ら解決できる問題は自ら解決するよう努めるとともに、まちづくりへの参画を通して豊かな人間形成に努めなければならない。
- 4 市民及び市は、満20歳未満の青少年及び子どもがそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画できるようにしなければならない。
- 5 市民の一員である事業者は、本市において受け継がれてきた自治の精神を尊重し、地域社会の一員としてまちづくりにおける参画及び人材の育成に努めるとともに、その活動の発展及び促進に寄与するよう努めるものとする。

《考え方》

市民がまちづくりへの自主的・主体的な参加権を有していることを規定するとともに、市民の参加権の行使が対等的立場をおかすものでないことを基本的な権利として規定するもので、これら権利の行使にあたっては、市民がまちづくりの主体であるとの立場において必要な責務を規定し、まちづくりの成果が子どもたちにもおよびその参画する権利も存することを明記するもの。

また、長浜市においては、旧くから市民自治にあたる町衆の自治というものが、事業者を牽引役として受け継がれてきていることから、事業者のまちづくりへの取り組み姿勢について規定しているもの。

第7 市議会

- 1 市議会は、市民自治の役割を認識して、市民の意思が市政に反映されるよう市の監視機能の向上に努めなければならない。
- 2 市議会は、市民と意見交換を十分に行い、立法の活動を迅速に行えるよう努めなければならない。
- 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明するとともに、情報公開の求めに応えるよう努めなければならない。
- 4 市議会の議員は、市民の代表者として議事に参加し、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

《考え方》

議会の権限については、地方自治法の中で規定されているが、さらにまちづくりの推進に関わってそれぞれの権限を効率よく生かせるよう、監視的権限、議案提出権、公開の原則を目的等とともに規定するもの。

第8 市の役割及び責任

- 1 市は、まちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。
- 2 市は、市民の自主的・主体的なまちづくりを促進し、協働してまちづくりを推進しなければ

ならない。

- 3 市は、地域におけるコミュニティの役割を認識し、その活動を促進し、協働してまちづくりを推進しなければならない。
- 4 市は、まちづくりの目標に向かって実施される地域の自主的・主体的なまちづくりを支援しなければならない。

《考え方》

執行機関として市が市民に対して行うべき施策、行動について地域づくりの観点から必要な事項を規定するもの。

第9 市長の役割及び責任

- 1 市長は、市民生活の安全を守り、民主的及び能率的な市政運営を図るよう努めなければならない。
- 2 市長は、市民がまちづくりに参画できるよう市民の権利を保障しなければならない。
- 3 市長は、市民の意見等を積極的に聴く機会を設けるよう努めなければならない。
- 4 市長は、多様化する市民の行政需要に対応し、協働のまちづくりを推進するため、市民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めなければならない。

《考え方》

市長が地方公共団体の経営者として、基本理念にもとづいてまちづくりをすすめていくうえで、果たすべき役割と責任について規定するもの。

第10 職員の役割及び責務

- 1 職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自らも地域の一員であることを認識し、常に研鑽に努め、積極的に市民と連携し、まちづくりに自ら積極的に取り組まなければならない。
- 2 職員は、まちづくりに必要な能力開発及び自己啓発に努めなければならない。

《考え方》

職員は全体の奉仕者として、職務にあたることの必要性和常に自己研鑽に努める必要があることを示すとともに、今後一層すすむことが予想される地域内分権に際し、地域リーダーとしても自ら進んで積極的にその役割を果たす必要があることを規定するもの。

第11 情報公開の原則

- 1 市は、まちづくりに関する情報をわかりやすく公開するよう努めなければならない。
- 2 市は、別に条例で定めるところにより、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開す

ることにより、市民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できる体制の充実に努めるものとする。

《考え方》

市が保有する情報を積極的に公開、提供することを規定するもので、すでに別の条例においても規定されているが、本条例明記することで一般化し、市民が利用しやすいシステムづくりの足がかりとなるよう規定するもの。

第12 会議公開の原則

市は、市の実施機関に置く附属機関等の会議を公開するよう努めなければならない。ただし、法令に定めのあるもの又はその会議が特定の団体並びに個人の権利及び利益に関するもので、公開することが適当でないと認められるときは、公開を制限することができるものとする。

《考え方》

市の実施機関の会議ならびに附属機関の会議の公開について、政策形成過程の状況を市民に知らせる方法のひとつとして、最大限公開することを規定するもの。

第13 個人情報の保護

市は、別に条例で定めるところにより、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

《考え方》

市は、個人の権利、利益保護のために個人情報の保護をするとともに、運用にあたっては適切な施策をとることを規定するもの。

第14 地域経営の原則

- 1 市は、個性的で持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、常に最小の費用で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。
- 2 市は、総合的な地域経営の指針として、基本構想の理念に基づき、健全な財政運営及び計画的な事業の実施に努めなければならない。

《考え方》

これからのまちづくりは、自立のうえに成り立つものであり、地域資源を活用しながら、市基本構想の理念を踏まえつつ、長浜市らしさにこだわった、効率的で計画的な施策を展開していくことを

規定するもの。

第15 市の組織及び体制

市は、多様化する行政需要に柔軟、迅速及び的確に対応できる組織づくりを行うとともに、行政各分野における課題等に総合的に対応できる体制づくりを整えることに努めなければならない。

《考え方》

市の執行体制について、市民ニーズや多様化する課題に的確に対応できる姿勢をもつことと、様々な社会変化に対応できる体制を整えることを規定するもの。

第16 総合計画等に基づく市政運営

- 1 総合的かつ計画的に市の業務を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画は、この条例の目的に沿って、策定及び実施されるとともに、新たな行政需要に対応するため、市民参画のもと柔軟に不断の検討が加えられなければならない。
- 2 市は、次に掲げる計画を策定するときは、基本構想と整合した計画相互間の体系化に努めなければならない。
 - (1) 法令又は条例に規定する計画
 - (2) 国又は他の地方公共団体と関連する計画
- 3 市は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。
 - (1) 計画目標及びこれを達成するための業務の内容
 - (2) 前項の業務に要すると見込まれる費用及び期間

《考え方》

市では合併後に、地方自治法の規定に基づき、業務を総合的かつ計画的に遂行するための基本構想を策定している。現在の各種計画、施策はこの基本構想に基づくものであり、その理念は、本条例にも活かしていくことが必要である。そうしたことから、各種計画と条例の整合性、今後の各種計画の策定、運用における基本的な考え方を規定するもの。

第17 財政運営の基本事項

- 1 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想及びこれを具体化するための計画を踏まえて、健全な財政運営を図らなければならない。
- 2 市は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に理解できるよう、市の財政事情及び予算の編成過程が明らかになるような方法により、十分な情報の提供に努めなければならない。

- 3 市は、施策の予定及び進行状況が明らかになるように予算の執行計画を定めるものとする。
- 4 市は、決算にかかわる市の主要な施策の成果説明その他決算に関する書類を作成するときは、これらの書類が施策の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。
- 5 市は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理台帳を備えるものとする。
- 6 財産の管理台帳は、資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定その他前項の目的を達成するために必要な事項が明らかとなるように定めるものとする。
- 7 市は、予算の執行状況及び財産その他財務に関する状況の公表に当たっては、市民にわかりやすい方法で行うよう努めなければならない。

《考え方》

市の財政は、市民の税金等によって支えられていることから、予算の編成や執行、財政状況等が市民に分かりやすく公表され、計画にもとづいて適切かつ効率的に執行されるよう規定するとともに、市の保有する財産の管理運用についても明記し、合わせて財政運営の基本事項として規定するもの。

第18 評価の実施

市は、まちづくりをすすめるに当たっては、基本構想その他の計画に基づき実施し、その結果について評価し改善を図るというサイクルで遂行するとともに、能率的かつ効率的な市政運営に努めなければならない。

《考え方》

市民参画により社会情勢や市民意識に即応した評価手法を取り入れることにより、まちづくりの達成度を客観的にはかるとともに、施策等市政運営にかかる評価を行うことを定着させるための規定をするもの。

第19 説明応答責任

- 1 市は、市の業務の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。この場合において、市は、意見及び要望等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。
- 2 市は、行政手続に関し別に条例で定めるところにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するものとする。

《考え方》

市が市政をすすめていくうえで、一連の流れを説明していくことは、市民の信託を受けている以上は必要なことであり、これに対する意見等についても説明と応答の責任を伴うことを明記するとともに、市民の声に総合的に対応するための仕組みづくりや説明の必要性について規定するもので、これら市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るための行政手続については別に条例で定め、運用することにより保障していくことを規定するもの。

第20 まちづくりへの参画

- 1 市は、まちづくりの過程において、計画、実施及び評価の各段階に市民の参画が図られるよう努めるものとする。
- 2 市は、コミュニティの役割を認識し、市民の自主的・主体的なまちづくりが協働して推進されるよう努めなければならない。
- 3 市は、まちづくりにおける地域課題の解決のために、NPO、コミュニティ、大学等との協働を推進するものとする。

《考え方》

まちづくりの基本理念として「参画」「協働」があげられており、市民がまちづくりにおいて参画すること及び協働活動に取り組む場合にあってはコミュニティ、市民団体、学校等との相互協力を原則とすることを規定するもの。

第21 審議会等への参画

- 1 市は、市政の重要な事項に対し、市民と協働して対処するため、審議会等の附属機関等を設けることができる。
- 2 市は、附属機関等の委員を任命しようとするときは、規則で定める特別な場合を除き、定数の一部に公募による委員を含めるとともに、性別、年齢構成、他の附属機関等の兼職状況等に配慮しなければならない。

《考え方》

審議会等の附属機関への市民の参画は、協働の手段として必要とされるものである。また、実効性を確保するために、できる限り公募運営を取り入れ、均衡を考慮すべきであるとする基本原則を規定するもの。

第22 各種計画策定への参画

市は、まちづくりを計画的に実施し、市民の参画を推進するため、基本構想をはじめ施策に関する重要な計画等を策定するときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 計画等策定に関する情報を事前に公表すること。
- (2) 市民が計画等策定に参画できるよう、多様な方法を工夫すること。

(3) 計画等の計画案及び策定中の経過を公表し、市民の意見を聴くこと。

(4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明すること。

《考え方》

基本構想等の重要なまちづくり計画等の策定にあたっては、情報を広く市民に周知し、計画策定の作業に市民が積極的に参加できるよう、一連の手法について規定するもの。

第23 市民意見等の募集及び反映

- 1 市長は、重要な計画及び政策の策定並びに条例の制定改廃に際し、パブリックコメント制度等を活用し、広く市民の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、前項の規定により市民の意見を聴こうとするときは、別に定める規程に基づき、事前に必要な事項について公表しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により提出された意見等について総合的に検討し、その適切な反映に努めるとともに、検討結果を公表しなければならない。

《考え方》

各種計画の策定にかかる項目において示した手法をより具体的に展開するものとしてパブリックコメント制度を活用するものとし、これらの手順を条例により規定するもの。

第24 住民投票

- 1 市長は、市政及び市の将来にかかわる最重要項目について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票の投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

《考え方》

市長が、市の重要事項について、意思確認を行うには、直接民主制の制度である住民投票により行うことができることを確認するとともに、市民、市双方がその結果を尊重する義務があることを規定するもの。ただし、結果の運用にあたっては、問題の核心を十分に精査したうえでの判断が必要であることを考慮すべきとするもの。

第25 コミュニティ

- 1 市民及び市は、コミュニティの役割を認識し、その活動を拡充し、又は活発にしていけるための学習機会の確保に努めなければならない。
- 2 市民は、この条例の目的を達成するために、コミュニティ又はその活動内容に応じた多

様なまちづくりを行う組織をつくることができる。

- 3 市は、前項のまちづくりを行う組織の活動を促進するための必要な支援を行うものとする。

《考え方》

市のまちづくりにおける基礎となるコミュニティ活動において、これをもとにしたまちづくりの進め方や市の支援について規定するもの。

第26 多文化共生

- 1 市民及び市は、世界の人々と相互に理解を深め、多様な文化が共生し、平和に共存することができるまちづくりの推進に努めるものとする。
- 2 市は、市民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共生できる環境の整備に努めるものとする。

《考え方》

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」という多文化共生の定義に対する市の基本姿勢を明らかにしたもので、市全体でまちづくりの取組に含めて実践することとあわせ、市、市民それぞれが多文化共生社会実現に向けて、努力すべきことを規定するもの。

第27 国及び他の地方公共団体等との関係

- 1 市は、国及び他の地方公共団体その他関係機関との間において、相互に協力して適切な関係の構築に努めるとともに、共通する地域課題の解決及び効率的で効果的な行政運営のため、積極的に連携するものとする。
- 2 市は、自治の確立及び発展が国際的にも重要であることを認識し、各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

《考え方》

分権化が進むなかで、市と国、県とはかつてあったような上下の関係でなく、対等な立場として相互に協力するものであり、ひとつの地方公共団体では対応できないような地域課題に対しては、他の地方公共団体等も含め、連携することが自治の基本ルールであることを規定するとともに、こうした自治の重要性は国際交流や国際社会との連携においても適用されるものであることを規定するもの。

第28 安全なまちづくり

- 1 市は、災害、事故、犯罪等の緊急時における危機対応の体制を整備することにより、市

民の生命及び財産を守るとともに、まちの安全性の向上に努めるものとする。

- 2 市民は、緊急時の市民互助が機能するための連帯意識の醸成に努めるものとする。

《考え方》

危機管理は、まちづくり施策において重要なパーツであることから、市が市民の安全安心のためにすべきこと、また市民自身が有事に機能できるような共助による活動を行うための土壌づくりの必要性について規定するもの。

第29 条例の位置付け

- 1 この条例は、市民及び市の自治における基本となるものであり、まちづくりの推進に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重するよう努めるものとする。
- 2 市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

《考え方》

自治基本条例は、地方自治の基本であり最上位であるという考え方から、まちづくり、市民生活に関連する施策等については、条例を尊重、遵守するとともに整合を図ることの必要性を規定するもの。

第30 条例の見直し

- 1 市は、まちづくりの推進状況及び社会状況の変化等に照らし、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合において、市は市民の意見を適切に反映するよう努めなければならない。

《考え方》

条例の見直しについては、まちづくりの基本であることから、その推進状況や社会状況など変化要因を見定めて、内容や運用の見直しが必要であり、その場合においては、まちづくりの主体である市民の意見を尊重しなければならないことを規定するもの。

第31 施行期日

平成21年〇〇月〇〇日から施行する。